

建築基準法

1. 案内情報

- 手続名 : 認証（外国）型式部材等製造者の変更届・事業廃止届
- 手続根拠 : ・ 建築基準法第68条の16、第68条の17、第68条の23第2項
・ 建築基準法施行規則第10条の5の11、第10条の5の12
- 手続対象者 : 認証（外国）型式部材等製造者
- 提出時期 : 認証に係る事項に変更があったとき、認証に係る型式部材等の製造事業を廃止するとき
- 提出方法 : 認証型式部材等製造者等変更届出書又は製造事業廃止届出書を作成し、国土交通省住宅局建築指導課へ提出して下さい。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : なし
- 申請書様式 : 認証型式部材等製造者等変更届出書（規則第50号の8様式）
製造事業廃止届出書（規則第50号の9様式）
- 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 国土交通省住宅局建築指導課
03 - 5253 - 8111（内線39 - 538）
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- 相談窓口 : 上記提出先と同じ。

第五十号の八様式（第十条の五の十一関係）

認証型式部材等製造者等変更届出書

年 月 日

建設大臣 様

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称

印

建築基準法第68条の11第2項
建築基準法第68条の23第2項において準用する同法第68条の11第2項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）で定める事項に下記のとおり変更がありましたので、同法第68条の16
同法第68条の23第2項において準用する同法第68条の16（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

記

1. 型式部材等の種類

2. 認証番号及び認証年月日

3. 変更の内容及び理由

事 項	変 更 の 内 容		変更年月日	変 更 の 理 由
	変 更 前	変 更 後		

（注意）

届出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略できます。
不要な文字は、抹消してください。
変更の内容及び理由は、別紙に記載することができます。
変更事項以外は記載する必要はありません。

第五十号の九様式（第十条の五の十二関係）

製造事業廃止届出書

年 月 日

建設大臣 様

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称

印

下記の製造の事業を廃止するので、建築基準法第68条の17第1項
建築基準法第68条の23第2項において準用する
同法第68条の17第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定
により、届け出ます。

記

- 1．認証番号
- 2．製造の事業の廃止に係る型式部材等の種類
- 3．廃止しようとする年月日
- 4．廃止の理由

（注意）

届出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、
押印を省略できます。
不要な文字は、抹消してください。